

文部科学大臣所轄学校法人が、乳児等通園支援事業を実施する際の寄附行為への記載や、文部科学省への事前相談等に関する扱いについて整理しましたのでお知らせします。

7 高私行第 30 号
令和 8 年 2 月 26 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
三 木 忠 一

文部科学大臣所轄学校法人が乳児等通園支援事業を実施する際の扱い
について（通知）

文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについては、これまで「文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について（通知）」（3 高私行第 9 号）によりお示ししているところです。

この度、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において乳児等通園支援事業（同法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）が創設され、令和 8 年 4 月から、全ての市町村において、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）において乳児等のための支援給付（同法第 30 条の 12 に規定する乳児等のための支援給付をいう。）が実施されることとなりました。

文部科学大臣所轄学校法人が設置する幼稚園等においても、乳児等通園支援事業を実施することが見込まれることから、当該事業を行う場合の扱いについて、別添のとおり整理しましたので、お知らせします。

添付資料

- 【別添 1】 文部科学大臣所轄学校法人が乳児等通園支援事業を実施する際の扱いについて
- 【別添 2】 文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について（通知）（3 高私行第 9 号）

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係
電話：03-5253-4111（内線 2532）
メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

文部科学大臣所轄学校法人が乳児等通園支援事業を実施する際の扱いについて

乳児等通園支援事業については、全ての市町村において、提供体制を確保しなければならないこと、また、国として、満3歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえ、幼稚園においても積極的に受け入れることを推進していることなどにかんがみ、文部科学大臣所轄学校法人が行う当該事業については、次の①～③のとおり扱うこととする。

① 付随事業の扱い

乳児等通園支援事業が、付随事業の規模（※）の範囲内で実施される場合、付随事業として扱う。

※全付随事業に関する収入／学校法人全体の事業活動収入 < 30／130

② 寄附行為への記載・会計に関する表示

乳児等通園支援事業が、付随事業として実施される場合、寄附行為への記載や会計において部門を設けて表示することを要しないものとする。

ただし、付随事業の規模の範囲を超える場合、又は当該事業を行う文部科学大臣所轄学校法人が幼稚園又は認定こども園を設置しておらず、かつ、保育事業（0歳～6歳児を対象とする認可保育所又は認可外保育施設）を実施していない場合には、寄附行為への記載や会計において部門を設けて表示することの要否について、あらかじめ文部科学省に相談するものとする。

③ 文部科学省への事前相談

乳児等通園支援事業の実施決定にあたって、文部科学省に対する事前相談を要しないものとする。

※従来、文部科学大臣所轄学校法人が付随事業を実施する際は、「文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について（通知）」（3高私行第9号）に示すとおり扱ってきたところであるが、乳児等通園支援事業を実施する際に限り、上記の扱いとする。

文部科学大臣所轄学校法人が、付随事業及び収益事業を実施する際に、文部科学省への事前相談が必要な事業と学校法人がそれらの事業を行う場合の留意事項について整理しましたのでお知らせします。

3 高私行第9号
令和3年10月1日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の扱い等について（通知）

文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについては、「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（通知）」（20文科高第855号、以下「平成21年通知」という。）によりお示ししています。また、文部科学大臣所轄学校法人が付随事業及び収益事業を行おうとする場合は、一部の場合を除き、その実施の是非について、文部科学省に事前に相談をするようお願いしています（文部科学省高等教育局私学部私学行政課「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引き」）。しかしながら、当該事前相談が行われずに当該事業が行われている事例が散見されています。

このため、下記のとおり、文部科学省への事前相談について改めてお願いをするとともに、これまで文部科学省に寄せられた事前相談の内容等を踏まえ、文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて、追加的な事項を整理しましたので、併せてお知らせします。

各文部科学大臣所轄学校法人においては、下記にお示しする事項の趣旨を踏まえ、適切な取扱いをいただくようお願いいたします。

記

1. 文部科学省への事前相談について

- (1) 文部科学大臣所轄学校法人が付随事業（次のいずれかに該当する事業（保育事業を除く）。①在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業、②学校の所在地と離れた場所に施設を設け行う事業、③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業）及び収益事業を行う場合は、文部科学省へ事前相談を行うこと。

(2) ただし、文部科学大臣所轄学校法人が医療及び社会福祉事業（保育事業を除く）を新たに実施する場合は、これによらず、全ての場合に文部科学省への事前相談が求められること。

2. 医療及び社会福祉事業について

(1) 学校法人が医療及び社会福祉事業を新たに実施する場合は、平成 21 年通知の趣旨を踏まえ、付随事業による実施又は収益事業による実施のいかんを問わず、事業の実施において教育研究活動上の必要性が求められること。また、教育研究活動上の必要性については、定量的な基準のみで判断されるものではなく、事業目的及び具体の事業実施計画等を踏まえ、文部科学省との事前相談を経て個別具体的に判断されるものであること。

(2) 学校法人が、一時的ではない期間において、PCR 検査を実施する機関を設置し、新型コロナウイルス感染症に係る検査事業を行う場合は、個別具体の状況により取扱いが異なる可能性があるため、事前に文部科学省へ相談する必要があること。文部科学省への相談に当たっては、計画時点で PCR 検査を実施する機関としての要件を満たしているか、あるいは PCR 検査を実施する機関を開設するための手続の予定を有することが求められること。

3. 請負により行う事業について

(1) 文部科学大臣所轄学校法人が委託者からの請負により行う事業（以下「請負事業」という。）については、委託者の意向に沿って行われるものであることから、学校法人が本来の目的として自らの意向に沿って行う教育研究活動とは区別されるものであること。

(2) 請負事業は、収益事業として実施すること。また、その事業については、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得る必要があること。

(3) 学校法人が行う医療及び社会福祉事業は、平成 21 年通知において、「教育研究活動上の必要性による場合に限られる」とされていることを踏まえ、請負でこれらの事業を行う場合においても、文部科学省への事前相談が求められること。

4. 語句の読替えについて

平成 21 年通知のうち、「帰属収入」の語句については、「学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 15 号）」の趣旨を踏まえ、「事業活動収入」に読み替えるものとする。当該通知における「事業活動収入」は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）第五号様式中の「事業活動収入計」を指すものとする。

添付資料

【別添1】 学校法人における付随事業・収益事業の概要

【別添2】 相談票

【別添3】 文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

学校法人における付随事業・収益事業の概要

- 学校法人は、本来事業（教育研究活動）のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（付随事業）及び収益事業を行うことが可能です。
- 文部科学大臣所轄学校法人における付随事業及び収益事業については、平成21年2月26日高等教育局私学部長通知（20文科高第855号）、令和3年10月1日高等教育局私学部私学行政課長通知（3高私行第9号）において、その扱いが示されています。
- 付随事業及び収益事業を行う際には、**高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係に事前にご相談ください。**

付随事業と収益事業の比較

	付随事業	収益事業
目的	教育研究活動に付随する非営利事業 ※1	教育研究活動を助けるための営利事業
寄附行為の変更	所轄庁に要相談 ※2	必要 ※2
会計処理の原則	学校法人会計基準	企業会計の原則
法人税率	非課税	19% (年800万円以下の部分は15%)
事業の規模	学校法人全体の事業活動収入の30/130未満	学校法人全体の事業活動収入未満

※1 医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、**学校法人がこれらの分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性に限られます。**

※2 文部科学大臣所轄学校法人が付随事業（次のいずれかに該当する事業（保育事業を除く））。①在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業、②学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業、③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業）及び収益事業を行う場合は、**文部科学省へ事前相談をお願いします。**
ただし、**医療及び社会福祉事業を行う場合は、全ての場合に文部科学省への事前相談をお願いします。**

文部科学大臣所轄学校法人の相談窓口

事前相談の際には、**相談票**を使用してください。

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係
電話：03-5253-4111（内線2533）メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

学校法人における付随事業の範囲

- 学校法人は、学校教育の一部に付随して行われる事業（付随事業）を行うことが可能です。
- ①在学者又は教職員及び役員以外の者を主たる対象者として行う事業、②校舎（法人本部等を含む）とは別に施設を設けて行う事業、③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業の全ての場合に該当する場合は**会計において部門を設けて表示するとともに、寄附行為に記載し、文部科学省の認可を得ることが必要**です。
- 付随事業のうち、①在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業、②学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業、③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業については、**文部科学省への事前の相談が必要**です（保育事業を除く）。

付随事業の判断基準

1. 目的	収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。
2. 実施主体	学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。
3. 性質・種類	収益事業告示（平成20年文部科学省告示第141号）に定める範囲内であること。
4. 事業規模	(A)の範囲であること (特定の付随事業が特定の学校の教育研究活動と密接に関連する場合は、(A)かつ(B)の範囲であること)。 (A)：全付随事業に関する収入／学校法人全体の事業活動収入 < 30 / 130 (B)：特定の付随事業に関する収入／特定の学校部門の事業活動収入 < 30 / 130 ※「学校法人全体の事業活動収入」「特定の学校部門の事業活動収入」には、収益事業からの繰入収入、特定年度のみを臨時収入、保育事業収入は含まない
5. 事業対象者	主として、在学者又は教職員及び役員であること。事業の性質上、主たる対象者が学外の者となる場合には、当該事業を提供される物品やサービスを50日程度利用する具体的な計画があること。
6. 収支の均衡	事業による収入は、費用を賄える程度とすること。
7. 財源	できる限り負債性のない資産を充てること。借入金を充てるときは無理のない返済計画を有すること。
8. 土地・施設・設備	原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

※幼稚園を設置する文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業は付随事業と位置づける。

この保育事業については、付随事業の規模の範囲外で行うことが可能であり、文部科学省に対する事前相談は不要。

学校法人における収益事業の範囲

- 学校法人は、私立学校の設置を目的として設立される法人であり、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていく必要があります。
- 収益事業は、**寄附行為に記載し、所轄庁の認可を得る**とともに、学校法人会計から区分し、**特別の会計として経理することが**必要です。

収益事業の判断基準

Step 1 本来事業に該当しないか？

…事業目的等に照らし、教育研究活動及び付随事業に該当しないことが要件になります。

Step 2 学校法人が行う事業として適当か？

…以下のいずれにも該当しないことが要件になります。

- ①経営が投機的に行われるもの
- ②風営法に規定される営業等
- ③事業規模が不適当なもの
- ④自己の名義で他人に行わせるもの
- ⑤学校教育に支障のあるもの
- ⑥その他

Step 3 学校法人が行う業種として適当か？

…収益事業の種類が日本標準産業分類に定めるもののうち、平成20年文部科学省告示第141号に掲げる18業種に該当することが要件になります。

Step 4 事業規模は適当か？

…事業規模が以下の範囲であることが要件になります。

全収益事業に関する売上高及び営業外収益 < 学校法人全体の事業活動収入
※「学校法人全体の事業活動収入」には、以下を含みません。
収益事業からの繰入収入、特定年度のみ^の臨時的収入、保育事業収入

※学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、にかんがみて、学校法人が行う本来事業またこれに付随する事業とはみなせないことから、収益事業として位置づけること。

付随事業・収益事業の開始に当たっての相談票

学校法人名	学校法人 ○○
相談年月日	20○年○月○日
事業開始予定年度	
担当者氏名	
担当者連絡先（電話）	
担当者連絡先（メール）	

※ 相談する事業について該当する箇所をチェックしてください。

- 付随事業として実施したいと考えている。
- 収益事業として実施したいと考えている。
- 現時点では、付随事業・収益事業の判断が付かないため、文部科学省に事業概要を確認してほしいと考えている。
- その他

※具体的な内容について以下に記載

⇒

1. 事業目的（具体的に記入してください。）

※付随事業の場合は、「収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること」が要件となります。収益事業の場合は、私立学校法第 26 条に基づき、「その収益を私立学校の経営に充てるため」であることが求められます。

※必要に応じて、事業の概要を説明する資料を別途御提出ください。

（以下に御記入ください）

⇒

2. 実施主体

※付随事業の場合は、「学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと」が要件となります。

（以下に御記入ください） ■付随事業の場合のみ

⇒

3. 事業の性質・種類

※収益事業告示（平成 20 年文部科学省告示第 141 号）に定める範囲内であること。

（以下に御記入ください）

⇒

4. 事業規模

※事業開始前年度の事業活動収支計算書（作成前の場合は事業活動収支予算書）、事業開始年度から 2 年度分の事業活動収支予算書を御提出ください。また、これらに加えて、収益事業の場合は、2 年度分の別途貸借対照表の見込みを示す資料を御提出ください。

※事業規模を示す資料は、この資料に掲載するのではなく、別途御提出ください。

（以下に御記入ください）

⇒

5. 事業対象者

※付随事業の場合、「事業対象者（物品やサービスの提供先）は、主として、在学者又は教職員及び役員であること」が想定されています。事業の性質上、主たる対象者がこれら以外の者である場合は、「教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日程度以上活用する具体的な計画があること」が要件となります。

※上記の具体的な計画の提出が必要になる場合は、別途当該計画を示す資料等を御提出ください。

(以下に御記入ください) ■付随事業の場合のみ

⇒

6. 収支の均衡

※「事業による収入は費用を賄える程度」となっているかを御回答ください。

(以下に御記入ください) ■付随事業の場合のみ

⇒

7. 財源

※事業に使用する土地の確保及び施設・設備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源はできる限り負債性のない資産を充てること。借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

※借入金を充てる場合には、返済計画を別途御提出ください。

(以下に御記入ください) ■付随事業の場合のみ

⇒

8. 土地・施設・設備

※「事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること」が要件となります。それぞれについて、自己所有か否かお示しください。

(以下に御記入ください) ■付随事業の場合のみ

⇒

20 文科高第 855 号
平成 21 年 2 月 26 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長
河 村 潤 子

(印影印刷)

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いに
ついて (通知)

このたび、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示 (平成 20 年文部科学省告示第 141 号) の運用に当たっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについて、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における検討を経て、別添のとおり取りまとめました。

ついては、付随事業や収益事業の実施に当たっては十分留意されるようお願いいたします。

なお、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、文部科学省においてその扱いについて検討中であり、別途、通知することを予定しております。当面、医療又は社会福祉事業を実施することを検討している場合 (大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く) には、文部科学省に御相談いただくようお願いいたします。

【本通知の内容について】

担当 高等教育局私学部私学行政課企画係
電話 03-5253-4111 (内線 2533)

【本通知に基づく寄付行為変更について】

担当 高等教育局私学部私学行政課法人係
電話 03-5253-4111 (内線 2534)

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

1. 学校法人は、従来より、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（以下、「付随事業」という。）及び収益事業を行うことができることとされているが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることにかんがみ、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていくことがふさわしいと考えられる。
2. 一方、近年、学校法人においては、様々な性質、種類、規模の付随事業や収益事業を行う例が見受けられるようになってきている。
3. このため、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示（平成 20 年文部科学省告示第 141 号）の運用にあたっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業及び収益事業の扱いについて、以下のとおり示すこととする。
4. なお、幼稚園を設置する文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業（0歳～6歳児を対象とする認可保育所又は認可外保育施設。以下同様。）については、国として幼稚園と保育所の連携を推進していることにかんがみ、付随事業として位置づけた上で、次の①～③のとおり扱うこととする。

また、幼稚園を設置しない文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業は、在学者又は教職員及び役員が養育する者を主たる対象者とする場合、付随事業として位置づけ、①及び③のとおり扱うこととする。

（ただし、幼稚園を設置する、しないに関わらず、収益を目的とする場合を除く。）

 - ①保育事業は、付随事業の規模の範囲外で行えることとする。
 - ②経営状況を明らかにする観点から、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者として保育事業を行う場合には、寄附行為への記載や会計に関する表示について部門を設けて表示を行うこととする。
 - ③保育事業の実施決定にあたって、文部科学省に対する事前相談は要しないこととする。
5. さらに、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、学校法人がこれら分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性による場合に限られるべきと考えられる。このため、これら事業の扱いについては、引き続き文部科学省において検討中であるため、当該分野の事業を実施することを検討している場合（大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く）には、文部科学省に相談すること（保育事業を除く）。

1. 付随事業

(1) 事業範囲

別紙「文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲」内であること。

(2) 寄附行為への記載

(3)に基づき部門を設けて表示する付随事業は、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。その際、事業の種類については、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)の名称を例として具体的に記載すること。

(3) 会計に関する表示方法

下記①、②、③の全てに該当する付随事業は、資金収支内訳表及び消費収支内訳表に部門を設けて表示すること。保育事業については、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者とする場合には、②又は③に該当しない場合であっても、部門を設けて表示すること。

①、②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましい。

①在学者又は教職員及び役員以外の者を主たる対象者として行う事業

②校舎(法人本部棟を含む)とは別に施設を設け行う事業

③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)上の付随事業の扱いは、次のとおりである。

付随事業は、「補助活動」と「補助活動以外の活動」からなる。

補助活動は、主として在学者を対象とするものであり、学校法人会計基準第5条に定める「食堂その他教育活動に付随する活動」は、補助活動を指す。なお、教職員及び役員が当該活動の対象者に併せ含まれても良い。

同条において、「食堂その他教育活動に付随する活動」の収入と支出は、純額をもって表示することができることとしているが、当該活動が、上記②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましく、その場合には、原則どおり、総額をもって表示すること。

(4) 文部科学省への事前相談

次のいずれかに該当する事業(保育事業を除く)は、付随事業としての実施を学校法人として決定する前に、必ず文部科学省に相談すること。

- ① 在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業
- ② 学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業
- ③ 事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

(5) その他留意事項

下記2つの通知で示している「いわゆる「附随事業」」は、付随事業と同義である。

- ・平成12年12月28日12高行第6号「学校法人による保育所の設置について」
- ・平成14年7月29日文科高第330号「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」

文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲

1. 目的

収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。

2. 実施主体

学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。

3. 事業の性質・種類

収益事業告示(平成20年文部科学省告示第141号)に定める範囲内であること。

4. 事業規模

事業の規模は、概ね下記(A)の範囲であること。特定の付随事業が特定の学校の教育研究活動と密接に関連する場合は、(A)かつ(B)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や収益事業への転換)を検討すること。

(A):全付随事業に関する収入／学校法人全体の帰属収入<30／130

(B):特定の付随事業に関する収入／特定の学校部門の帰属収入<30／130

(注1)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入を含まない。

(注2)上記各収入には、次の①②を含まない。

①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)

②保育事業による収入

5. 事業対象者(物品やサービスの提供先)

事業対象者(物品やサービスの提供先)は、主として、在学者又は教職員及び役員であること。事業の性質上、やむを得ず主たる対象者が、在学者又は教職員及び役員以外の者となる場合には、教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日(3セメスター制の1セメスター相当)程度以上活用する具体的計画があること。

6. 収支の均衡

事業による収入は、費用を賄える程度とすること。

7. 財源

事業に使用する土地の確保及び施設・設備の整備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源は、できる限り負債性のない資産を充てること(行政機関からの補助金等は可)。

借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

8. 土地・施設・設備

事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

土地・施設・設備の取得・借用費用は、事業内容や収支計画に照らし、過大なものでないこと。

2. 収益事業

従来どおり、私立学校法第 26 条に基づき、収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内で行うものであり、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。また、私立学校の経営に関する会計(学校法人会計)から区分し、特別の会計(企業会計)として経理すること。

事業の規模については、下記の範囲であること。

事業規模

収益事業の規模は、概ね下記(C)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や当該事業の実施にふさわしい法人の設立)を検討すること。

(C):全収益事業に関する売上高及び営業外収益<学校法人全体の帰属収入=100

(注3)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入及び次の①②を含まない。

- ①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)
- ②保育事業による収入

なお、学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、にかんがみて、学校法人が行う本来事業又これに付随する事業とはみなせないことから、収益事業として位置づけること。(その際、地方公共団体との契約により、指定管理者として管理運営する施設を教育研究に活用することは可能。)